

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年4月27日)

開催日及び場所		平成22年4月20日(火曜日) 中会議室	
委員		青木 豪 (青木法律事務所・弁護士) 前田 憲 秀 (前田憲秀税理士事務所・税理士)	
審議対象期間		平成21年4月1日～平成22年3月31日	
審議対象案件		18件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益財団法人の案件1件	
抽出案件		15件 うち、1者応札案件1件 (抽出率 83.3%) (抽出率 5.6%) 契約の相手方が公益財団法人の案件 1件 (抽出率 6.7%)	
工事	一般競争	該当なし	
	指名競争	公募型指名競争	該当なし
		工事希望型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	該当なし	
業務	一般競争	該当なし	
	指名競争	公募型競争	該当なし
		簡易公募型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
		簡易公募型プロポーザル	該当なし
		標準型プロポーザル	該当なし
		その他の随意契約	該当なし

抽出案件内訳

物品・ 役務等	一 般 競 争	15件 うち、1者応札案件1件  契約の相手方が公益財団法人の案件1件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約(企画競争・公募)	該当なし
	随意契約(その他)	該当なし

(特記事項)

鳥取県の市町村が発注する森林病虫害等防除事業において、独占禁止法違反(入札価格の事前調整)を疑われる事案が発生したことを受け、臨時の入札監視委員会を開催したものである。

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
		1 C11について、ヘリコプターによる散布作業の発注をしているが、道内に入札に参加出来る業者は何社あるのか。
	2 どの地域にどのくらいの範囲で散布するのか。	2 根釧西部森林管理署管内の約600HAの範囲において散布している。
	3 年1回の作業になるのか。	3 年1回である。
	4 C6、C8、C9については、同時期に、同署において発注している。しかもそれぞれが少額であり、1件にまとめて発注することは出来ないのか。	4 野鼠防除については、降雪期前の実施が有効とされ、同時期に広範囲にわたるため、作業の適期と事業規模等現地の状況を踏まえながら1物件として取り扱うことも検討していきたい。
	5 競争参加資格要件のところで、Dランク以上としている場合、そうでない場合、本店支店の営業所があることとしている場合、北海道に登録していることとしている場合等いろんなケースがあるが、資格要件についての資料を提示して頂きたい。	5 競争参加資格要件についての資料については、後日提示したい。
	6 造林事業の予定価格の積算根拠は公表しているのか。また、積算根拠について詳細に知りたい。	6 現在のところ積算根拠は公表の対象としていないところである。積算根拠は後日提示したい。
	7 鳥取県の市町村が発注する松くい虫防除事業について、談合の疑いがあるとの	7 詳細については現在調査中とのことであり、新聞記事等の情報しかないところである。

	<p>ことであるが詳細については分かっているのか。</p> <p>8 C5～C9とC10～C15との競争契約参加資格要件に違いがあるがそれは何故か。</p> <p>9 競争契約参加資格要件についての基準、ひな形等があれば資料として提示して頂きたい。</p> <p>10 E1、E2については、作業期間が冬期間に及んでいるが、それでも実施は可能なのか。</p> <p>11 E4については、積雪の多い冬期に実施しているが、この年度末時期に冬期補正を掛けて発注しなければならない理由は何か。</p> <p>12 E4については、落札率が極端に低い、何か理由があったのか。</p> <p>13 了解。</p>	<p>8 C5～C9については、単純な役務の提供としての発注であるが、C10～C15については、技術の必要な発注内容であるため、いくつかの必要な競争契約参加資格要件を設定している。</p> <p>9 ひな型等を後日提示したい。</p> <p>10 網を張る作業なので冬期間でも事業は可能である。</p> <p>11 本来であれば、当事業についても夏期に発注するべきだとは思いますが、他の事業を優先させた結果であると考えている。 事業の発注時期については、冬期に事業を実施することの必要性、効率性等を考慮し、検討するようにしていきたい。</p> <p>12 当該事業地は、国道等公道から近いことや、林地の傾斜が緩斜面など作業条件が良かったことから、競争原理が働いた結果、低落札率になったものと推察される。</p> <p>13 この度の臨時入札監視委員会において審議の対象となった契約物件について、説明させて頂きましたが、談合等を疑う指摘がなかったということでしょうか。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし</p>	

事務局：北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。